

---

---

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第3号（2006年11月14日）

---

---

## 麻生外務大臣に異議申立 外務省は情報公開法の規定に従った 処理を行っていない

ニュース2号でお知らせしたように、日韓会談文書の全面公開を求めたことに対し、外務省の一部不開示の回答を不服として、異議申立人吉澤文寿外432名、異議申立人代理人東澤靖弁護士、外5名の弁護士による異議申立書を10月2日外務大臣に提出しました。以下は、異議申立理由の要約です。

◇ 目次 ◇

麻生太郎外務大臣に異議申立	…1
9・18 報告集会開催	…2
12月16日（土）	……3
総会と講演の夕べのお知らせ	
総会資料	…4-8
被害者・遺族からの訴え	……9
韓国だより・市民連帯速報	10-11
事務局だより	……12

### 異議申立の理由

- その1 開示した部分は、会議開催の日時や出席者名がほとんどで、会議の実質的内容は基本的に含まれていない。
- その2 しかも、開示部分は、当時、新聞発表された情報の範囲である。会議から半世紀近く経過した現時点における開示範囲は、異なるはずである。
- その3 情報公開法は、「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（法1条）が求められている。行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より、一層広く認められるべきである。
- その4 会談の相手国であった韓国では、韓国の情報公開法に基づいて2005年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書を入手できる状態になっている。
- その5 議事録の作成方法は、両国がそれぞれ作成したが、相互に内容確認をしていたので、両国の議事録の内容は同一であるか、著しく類似したものになっていたはずである。日本においてのみ、情報を不開示とする根拠はまったくない。
- その6 情報公開法第11条は、「開示請求に係る行政文書のうちの「相当の部分」につき通常60日以内に開示決定等ができる分量について、開示決定等を行わなければならない」はずであったのに、法定期日を54日も過ぎて開示したのは、57項目のうち1項目の一部で、分量にすると、わずか65頁にすぎない部分であった。
- その7 残りの部分についての開示決定等については、本来の処理期間である30日と比較すると、2年の期間は著しく長期にわたるものであり、およそ「相当の期間」とは思われない。

# 9月18日 報告集会開催 頑迷固陋 外務省の壁を打ち破るには

## 報告 『部分開示決定と「求める会」の今後の方針』

共同代表 吉澤文寿氏

4月25日に開示請求し、6月24日の決定期限は守られず延期され続けて8月17日に部分開示されたものは、第4次会談の本会議議事録のみであった。これは会議の進行方法、委員会の名称、議事録担当者の決定などという事務的な内容に終始しており、きわめて中味の薄いものであることを報告した。

この通知を受けて、8月21日に共同代表・事務局・弁護団による会合が開かれた結果、開示通知から2ヶ月以内に不服申し立てをし、さらに、6ヶ月以内に訴訟に踏み切る予定であること、また、外務省は私たちの運動を軽視しているので、そのことを視野に入れて、今後の活動を粘り強く進めてゆくという今後の方針を述べた。

## 講演 『外交文書と情報公開』 元朝日新聞記者 中島昭夫氏

### (1) 「日韓会談文書・全面公開を求める会」の取り組みへの期待と意義

日韓両市民が公開請求をしたことは素晴らしいことであり、地球上の誰でも請求できることを実証した。日韓両政府に公開を迫ることができるし、米国がオブザーバーであることを利用して、二刀流、三刀流の運動を展開することができる。

### (2) 前例主義、事なかれ主義、国民軽視体質の日本政府

半世紀も経っているのに、相手国が公開したからと言っても公開する日本政府ではない。沖縄返還などをめぐる日米両政府の「密約」も米側が認めるのに、日本側は一貫して認めず、審査会もお手上げである。

### (3) 情報公開法の規定の問題性

原則公開の例外規定の一つ、第5条3号（国の安全等に関する情報）は、行政機関の長の裁量を大幅に認めている。行政改革委員会の情報公開法要綱案には無かったフレーズを政府・与党が差し込んだ（「公にすることにより… 交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」）。

### (4) 頑迷固陋の外務省の壁を打ち破るには

異議申し立てから諮問まで2年はざらの処理遅れで悪名高い外務省。これは情報公開法第1条の国民主権、第5条の原則公開に反し、違法である。立法趣旨に立ち返るように政府・官僚を説得し、審査会を味方にできるように反論書提出、口頭意見陳述などの機会を最大限に活かして粘り強くやってゆく必要がある。

## 弁護団報告 弁護士 小町谷育子氏

4月25日の外務省への開示請求から8月17日までの部分開示決定処分までの経過報告、部分開示された文書の分析、今後の方針、弁護団の準備状況の報告をおこなった後、日韓会談文書だけでなく、歴史文書の公開の必要性という視点から、各界の人びとからも意見をもらい、広く訴えていく重要性を強調した。

# 総会と講演の夕べ

12月16日(土) 6時～9時

会場・・東京しごとセンター 5F 第2セミナー室 (地図参照)

## 総会 6時～7時

会員、サポーター会員のみなさんで総会を成功させましょう。  
次ページから掲載(4～8頁)の総会資料をごらんください。  
出欠にかかわらず、出欠表は必ずFAXでお送りください。  
運動の輪を広げるために友人、知人の方々を是非お誘いください。

## 講演 7時～8時 崔鳳泰弁護士

「日韓請求権協定文書公開が、被害者たちに与えた影響とその後の動き」

崔鳳泰弁護士の紹介

1988年 ソウル大学校法科大学私法学科卒業 1992年 韓国司法研修院終了

1994年～1997年 東京大学大学院法学政治学研究科民刑事法専攻卒業

現在までに関与された日帝被害者のための訴訟

\* 在日軍人軍属障害者憲法裁判 \* 韓国人遺族の遺骨返還訴訟 \* 三菱重工元徴用工未払賃金請求及び損害賠償訴訟 \* 日韓請求権協定文書公開訴訟、\* 日本軍慰安婦憲法裁判 \* ポスコ慰謝料請求訴訟 \* 原爆投下を裁く国際民衆法廷広島長崎 共同検事

## 2006年 会員の活動報告・・8時～9時

『未来をひらく歴史』第2版の出版・・坪川宏子さん(日中韓3国共通歴史教材委員会・委員)

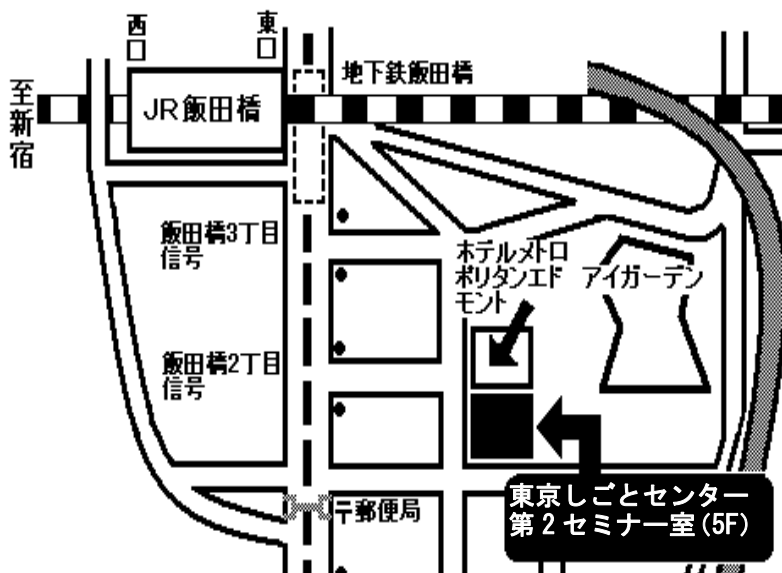
日の丸・君が代の強制に抵抗して・・山田昭次さん(立教大学名誉教授)

奪われた未払金一供託金返還訴訟に取り組んで

・・山本直好さん(日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長)

闘い続ける被害者たち(仮題)・・・名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会・会員

NHK番組改ざん裁判で明らかになったこと・・・・・VAWW-NET Japan・会員



### 会場までの交通アクセス

#### 飯田橋駅から

JR 中央線・総武線 東口下車 徒歩7分  
東京メトロ(東西線) A5 出口より徒歩6分  
東京メトロ(有楽町線・南北線)、都営地下鉄大江戸線、A2 出口より徒歩7分

#### 水道橋駅から

JR 中央線・総武線 西口下車 徒歩8分

#### 九段下駅から

東京メトロ(東西線) 7番出口徒歩8分  
東京メトロ(半蔵門線) 都営地下鉄新宿線 3番出口より徒歩10分

## 日韓会談文書・全面公開を求める会

## 総 会 資 料

## I. 2006年・活動報告

8月26日	第1回打ち合せ会	日韓文書公開運動の基本、会の名称、呼びかけ人推薦
9月26日	第2回打ち合せ会	日韓文書公開運動の基本、呼びかけ人への依頼結果
10月22日	第3回打ち合せ会	規約(案)の検討、結成式準備
11月19日	第4回打ち合せ会	東澤弁護士との面談結果、代表バッター制、会費検討
12月18日	結成式	規約、運動方針の決定
1月5日	第5回打ち合せ会	会員募集方法、代表バッター依頼、入会案内書の検討
19日	国立公文書つくば分館閲覧	吉澤、山本、山田(恵)、十河
2月4日	第6回打ち合せ会	日本、韓国での会員募集具体策、
26日	第7回打ち合せ会	会員名簿管理、日韓会談と情報公開法の勉強会
3月19日	第1回公開講座	韓国は変わった 日本はどうする
〃	第8回打ち合せ会	会員募集、弁護団結成への依頼
4月16日	第9回打ち合せ会	情報開示請求と共同行動日の準備、弁護団会議結成準備
25日	情報開示請求	331名
〃	第1回弁護団会議	弁護団会議結成
5月14日	第10回打ち合せ会	会員募集、
24日	2次請求	417名(追加86名)
〃	第2回弁護団会議	情報公開法について
25日	外務省から回答	可能な部分については6月24日まで、残りは2年後まで
6月3日	関西公開シンポジウム	「韓国政府の日韓会談文書全面公開と日本政府作成文書」
4日	第11回打ち合せ会	神戸学生青年センターとの共催
25日	3次請求	外務省から回答の検討、「求める会」事務所の移転
26日	ニュース1号発行	433名(追加18名、死亡1名、脱会1名)
7月6日	第3回弁護団会議	異議申立と提訴について
8月2日	要請書提出	
17日	部分開示決定(通知)	第4次日韓会談本会議議事録「部分開示」決定通知、
21日	第12回拡大打合せ会	13件。 決定理由: 公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました
9月5日	ニュース2号発行	一部不開示決定に対する結論。10月までに異議申立をしつつ、あわせて12月頃の提訴に向けて準備する。
14日	第4回弁護団会議	異議申立書
18日	報告集会・講演会	講演: 外交文書と情報公開(中島昭夫氏)
〃	第13回打ち合せ会	異議申立、12月総会とイベント、ニュース3号準備
10月2日	異議申立書提出	433名
13日	第14回打ち合せ会	12月の総会とイベント、提訴、ニュース3号準備
11月2日	第5回弁護団会議	訴状ドラフト
14日	ニュース3号発行	
18日	第15回打ち合せ会	総会とイベントの準備

## 『基本方針』

- I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的
- II. 情報公開法による開示請求
- III. 非開示回答後は、直ちに提訴

8月17日、外務省からの部分開示決定の通知を受け、8月21日、共同代表5人中4人、弁護士6人中5人、副代表、事務局の参加による拡大打合せ会で討議した結果、10月までに異議申立をしつつ、12月ごろの提訴に向けて準備をする」という結論に達した。

## 『運動方針』

- I. 1人1文書、1000余名の会員によって活動を行う。
- II. 会員は日韓両国の市民に呼びかける。

	12月	1月	2月	3月	4月	一 次 計	5月 追加	6月 追加		計
会 員	19	8	25	9	81	142	12	5		159
当事者・遺族 会 員	0	0	1	2	183	186	75	13		274
サポーター会員	11	2	14	19	23	69	5	17	1	92
計	30	10	40	30	197	397	92	35	1	525
カンパのみ	0	0	2	1	2	5			3	8

(11月30日現在、月別・会員数の推移)

### III. 文書請求の代表バッターをたてる。

### IV. サポーター会員への参加も呼びかける。

会員の募集は2005年12月18日から2006年6月25日まで、日本語版と韓国語版による「入会ご案内」、関西事務所作成の簡略版申込書、及びホームページへの記載によりおこなった。その結果、会員433名、(日本在住159名、韓国在住274名) サポーター会員91名、計524名であり、当初目標1000名の半数にとどまった。このため、共同代表・吉澤文寿を代表とする会員433名の連名によって、開示請求と異議申立をおこなうこととなった。

### V. 情報の共有と民主的な運営をおこなう。

(解説) 情報の共有と、会員の意思に基づく民主的な運営を行うために次のような活動を行う。

1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより、緊密な連絡をとりながら運営する。  
吉澤文寿を管理者として、交信をおこない、すべての文書(案)は、全員のチェックを受けたのち、公表された。
2. ホームページ <http://www7.0038.net/~nikkanbunsho/> により最新情報を提供する
  - ・ 3月4日、吉沢佳世子により開設され、以後、4月、5月、8月、9月に更新された。
  - ・ 項目 ・ 入会のご案内 ・ 呼びかけ人と役員名 ・ 陳述書のご紹介 ・ 当事者、遺族の声
  - ・ 資料室1、大韓民国政府公開文書一覧(日本語版) および解題
    2. 日韓会談とは
    3. 日韓会談文書の意義—慰安婦問題の視点から
    4. コーヒーブレイク 野田隆稔先生の史話集「韓国近代農業の父 兎長春他2編
  - ・ お知らせ ・ 報道資料 ・ 事務局ブログ
3. 年3回、日本語・韓国語によるニュースを発行して、会員に郵送する。
  - 6月26日 創刊号： 外務省からの回答
  - 9月5日 2号： 外務省から「部分開示」の決定通知
  - 11月14日 3号； 外務大臣に対し異議申立

韓国語版の発行は翻訳ができず、韓国在住の会員の方々には日本語版を160部送り、2号からは、真相糾明委員会事務局長・キム・ボナさんからの「市民連帯速報」抜粋を記載することになった。

#### 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会を行う。

- 3月19日 第1回公開講座 「韓国は変わった 日本はどうする」  
強制連行された本人並びに遺族の被害の現在（山田昭次氏）  
日本で日韓会談文書を公開させる意義（吉澤文寿氏）  
情報公開法、開示を実現させる日韓市民の課題（東澤 靖氏）
- 6月 3日 関西公開シンポジウム （神戸学生青年センターとの共催）  
これからの「日本」と「韓国」  
～韓国政府の日韓会談文書全面公開と日本政府作成文書～  
コーディネーター  
水野 直樹氏（京都大学教員）  
パネラー  
市場淳子氏（韓国の原爆被害者を救援する市民の会代表）  
太田 修氏（佛教大学教員）  
東澤 靖氏（弁護士、自由人権協会）
- 9月18日 報告集会と講演会  
部分開示の報告と「求める会」の方針（吉澤文寿氏）  
講演：外交文書と情報公開（中島昭夫氏）  
弁護団報告（小町谷育子氏）

#### 5. 年1回開催する総会には、経過報告、決算報告、及び、次年度運動方針案等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営を行う。

2005年12月1日～2006年11月30日を年度と考え、2006年12月16日に総会をおこない、上記を実施する。

## II. 2007年・活動方針（案）

### 基本方針（案）

#### I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求め、朝鮮半島に対する日本の植民地支配を認めさせ、アジア・太平洋戦争による被害者・遺族への謝罪と補償を実現させる。

#### II. 外務省からの部分開示通知に対して異議申立をおこない、あわせて提訴をおこなう

2006年4月25日の開示請求に対する外務省からの部分開示通知に対して、2006年10月2日異議申立をおこなった。全面公開を求める当会の目的を達成するために、部分開示は情報公開法に違反するとして提訴する。

### 運動方針（案）

#### I. 不開示決定に対しては、異議申立および訴訟によって随時行動を起こす。訴訟の原告は代表バッテリー制とする。具体的な進め方については弁護団と協議のうえ、役員会によって決定する。

原告・代表バッテリーの構成：開示を求める原告の利益を、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明に携わる者、そして高齢であるため外務省の開示の怠慢を待ってられない者、という視点で構成する。

## 原告・代表バッターの選任（案）

韓国在住者 崔 鳳泰、李 容洙、李 金珠  
日本在住者 板垣竜太、太田 修、田中 宏、西野瑠美子、山田昭次、山本直好  
吉澤文寿

- II. 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。
- III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。
- IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。
- V. FOIA（米国情報自由法）に基づき、米国国務省に対して日韓会談関連文書開示の可能性を追求する。
- VI. 情報の共有と、会員の意思に基づく民主的な運営をめざすために、次の活動を行う。
  - 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら運営する。
  - 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して会員に郵送する。
  - 3. ホームページにより、最新情報を提供する。
  - 4. 会員・サポーター会員のメーリングリストについて検討する。
  - 5. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会を行う。
  - 6. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、弁護団報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営を行う。

## III. 規約改正（案）

### 現 行

- 第1条（目的） この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させることを目的とする。
- 第2条（名称） この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第3条（所在地） この会の事務局を、名古屋市北区柳原2丁目4-6ひら乃コーポ3Aに置く。
- 第4条（会員） この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者（被害者・遺族）会員、サポーター会員によって構成する。
- 第5条（運営） この会は毎年1回総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席の過半数をもって決定する。
- 第6条（役員） この会に次の役員を置く。
  - 共同代表 5名 副代表 1名 事務局長 1名
  - 事務局 若干名 会計 1名 会計監査 若干名
- 第7条（事務局） 日常の運営は、事務局でおこない、必要に応じて打合せ会を開催する。
  - 会員は打合せ会に参加して、自由に意見を述べるができる。
- 第8条（年会費） 会員は 1口1,000円、3口以上、
  - 当事者（被害者・遺族）会員は 0円
  - サポーター会員は 1口1,000円
- 第9条（規約改正） この規約は、出席者の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第10条（設立年月日） 2005年12月18日。

## 改正(案)

- 第1条(目的)** この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させることを目的とする。
- 第2条(名称)** この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第3条(所在地)** この会の事務局を、神奈川県伊勢原市高森3丁目4番地22 高梨荘202号に置く。  
「理由」日韓会談文書は外務省が保管し、以後、東京地裁に提訴することになるため、2006年6月1日、当地に事務局を移転した。
- 第4条(会員)** この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者(被害者・遺族)会員、サポーター会員によって構成する。
- 第5条(総会)** この会は毎年12月に総会を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席の過半数をもって決定する。韓国在住の会員は、韓国から総会に出席する会員に、全権を委任する。
- 第6条(役員)** この会に次の役員を置く。  
共同代表 5名 副代表 1名 事務局長 1名  
渉外部長 1名 会計 1名 会計監査 若干名  
「理由」関連団体との連絡・折衝などの、対外的な業務をおこなう
- 第7条(役員会)** 役員(会計監査を除く)は役員会に出席して、運動方針の執行にあたる。
- 第8条(運営)** 日常業務は会員、サポーター会員の自主的な参加によっておこなう。
- 第9条(年会費)** 会員は 1口1,000円、3口以上  
当事者(被害者・遺族)会員は 0円  
サポーター会員は 1口1,000円、1口以上  
「理由」当初予定した半数にも満たない会員数とり、弁護士費用の半額は次年度に繰り越すことになるなど、会の運営に支障をきたした。また、当初、ニュースの発行は年3回を予定していたが、次年度以降は6回以上の発行となる見込みで、改正が必要となった。
- 第10条(規約改正)** この規約は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第11条(設立年月日)** 2005年12月18日。

## IV. 2007年・役員を選出(案)

共同代表	太田 修(佛教大学教員)
	田中 宏(龍谷大学経済学部教授)
	西野瑠美子(女たちの戦争と平和資料館・館長)
	山田 昭次(立教大学名誉教授)
	吉澤 文寿(新潟国際大学教員)
副代表	
(情報公開代理人)	山本 直好(日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長)
事務局長&会計	小竹 弘子(ボランティアビデオ制作者)
渉外部長	山田 恵子(VAWW-NET Japan・会員)
会計監査	有村 順子(NPO法人女たちの戦争と平和人権基金・理事)
//	新居 弥生(第9条の会オーバートーク・会員)



# 被害者・遺族からの訴え

(和訳 増田博光さん、キム・ボナさん、吉沢佳世子さん)

太平洋戦争当時（日時不明）強制徴用で、動員され、消息がなくて大変心配していたが、1944年6月12日午前2時、南洋群島パラオ島で死亡をしたという連絡を受け、戸籍に記載しました。しかし、死亡原因が分からず、今でも大変気がかりです。

太平洋光州遺族会では、日本政府と企業を相手に、1992年2月17日付けで公式謝罪と補償請求裁判を起こしましたが、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所全てで、棄却判決を受けました。棄却原因は、1965年韓日協定で、韓日間の問題は終わったので、補償責任は、韓国政府にあるということでした。

この悔しくて胸の痛む悲痛の恨を、どこに訴えればいいのでしょうか。日本を恨みながら、悲痛の歳月を過ごしてきましたが、最近、日本の良識人たちが、日韓修好文書全面公開のための運動を、強く繰り広げられているのに対して、公正な審判が下りますよう、補償されますよう、日本が良い国になることを願います。（遺族）

1942年2月2日、強制徴用軍属で動員された所が南洋群島ミクロネシア島でした。祖父が徴用された後、何度か手紙での知らせがありました。その後、解放になったものの帰ってこられませんでした。数年間を待ちきれず、戸籍の整理上、自宅で死亡と申告しました。

家族では悲しい気持ちを抑えることができませんでした。その後、光州遺族会では、日本政府を相手に公式謝罪と補償を要求して裁判をしましたが、1965年の韓日協定で、既に終わったので、補償責任は韓国政府にあるという、とんでもない棄却判決でした。この悔しい悲痛な心情は、筆舌に尽くせません。

2005年5月のある日、韓国政府記録保全所から、死亡者名簿に祖父の名前が記載されているという通報を受けました。この途方もないことが速やかに実現することを祈り、またこの悔しい思いをしている被害者のために努力なさっているすべての方々にもいつも感謝の気持ちでおります。

この先立たれたすべての孫として、数十年過ぎた今でも、日本政府と企業に対して、真相究明が早く達成されることを願います。（遺族）

第二次世界大戦が熾烈となった1943年8月頃、強制徴用に引っ張られて日本長崎県香焼島造船所で強制労役しました。その間、日本語もできず、朝鮮人だと、恥辱的な扱いを受け、気管支と関節炎の病気にまでなりながら、辛うじて命を保っていましたが、解放と同時に1945年10月ごろから約2年間働いて帰還しました。現在、闘病してはいますが、このあまりの悔しさを日本に訴えます。（被害者）

金陳永は、1942年11月20日、日帝によって強制動員され、1943年11月25日キリバス諸島タラワ島で、死亡した事実が明らかになりました。

1992年「光州千人訴訟」で、日本政府を相手に訴訟をしましたが、1965年の韓日協定で、補償責任は韓国政府にあると棄却されました。

今回、日本でも日韓協定の文書公開を要求がはじまり感謝しています。頑張ってください。これからも多くの手助けをお願いいたします。（遺族）

市民連帯速報第 16 号 (2006 年 9 月 26 日)

## 安倍首相体制と韓日関係：展望と課題

### 韓日関係改善の好機

安倍政権下の韓日関係は靖国参拝問題に関し、安倍は明らかな立場を表明しないという戦略的な曖昧さを維持する一方で、少なくとも来年 7 月の参議院選挙までは参拝を自制するものと予測される。これにより、韓国、中国との関係改善の糸口をつかむ契機は一旦提供されたものと見られる。安倍は近い時日内に韓国、中国との首脳会談の可能性を模索することを通して、小泉首相がゆがめた韓、中との近隣外交復元の雰囲気形成に出る可能性が大きいと展望される。

筆者の見解ではポスト・小泉政権の出帆こそ韓日関係を改善できる絶好の機会となり得ると考えられる。

近い時日内に韓国と日本の首脳会談が無条件で実現し、率直かつ虚心坦懐な対話が成り立てば、そこから韓日関係の正常化は始まりうる。

安倍政権の出帆を契機として、対日関係改善に韓国政府の積極的な外交イニシアティブを期待する。

李元徳／国民大教授

市民連帯速報第 17 号 (2006 年 10 月 10 日)

## 安倍晋三日本総理の訪韓に期する日帝強占下強制動員被害者声明書

### 韓日両国の首脳は日本帝国主義による侵略戦争の被害者の苦痛を治癒しない限り、決して韓日両国間に信頼も、友好も実現しないことを肝に銘じよ！

新任の安倍晋三日本総理が今日、韓・中・日首脳会談のために中国に発ち、明日の韓日首脳会談では北核実験（朝鮮民主主義人民共和国による核実験—訳注）と歴史歪曲、独島問題、靖国神社参拝などを核心的に論議するものと展望される。ところで、韓日両国首脳部の会談において、常に中心に位置した我ら日帝強制動員被害者たちは彼らの会談に対し、疑問を持っている。それは「果たしてこの状態で韓日両国間の会談にどんな意味があるのか」ということである。

日本政府は自国の戦争の野欲のため、我ら被害者を強制動員して利用し、賃金を搾取して殺したのであり、これに対する何の公式謝罪も賠償もなく、「韓日協定ですべて終わった」としたまま、戦後 61 年が経った現在まで責任を全く果たしていない。

韓国政府は韓日協定を締結し、「被害者の請求権」を放棄した代価として日本から有・無償の資金を受け取ってから、企業とともに使ってしまい、昨今に至っては「責任は日本に

あるので、日本に責任を問うのは被害者が勝手に行えばよく、我々は慰労のみすればよい」という具合の「日帝強占下国外強制動員被害者等支援に関する法律（案）」を制定し、我ら日帝被害者たちに対するすべての責任を自ら免罪されようと画策している。

この渦中で今回の韓日首脳会談と関連し、ユン・テヨン大統領スポークスマンは盧大統領と安倍総理は「北韓（朝鮮民主主義人民共和国—訳注）の核実験強行時、それによるすべての結果はすべて北韓が責任を負わねばならない」という内容の警告文を採択し、「韓日首脳会談は韓日首脳間の信頼関係を回復し、両国関係を改善するのに寄与するだろう」と述べた。

それならば尋ねたい。果たして日本の首相は彼らの「戦争」による被害者である我ら日帝被害者たちに対する「責任」を「韓日協定ですべて終わった」という口実で悉く回避していて、韓国の大統領もまたみすばらしい「支援法」で韓日協定の責任を回避する法的根拠を自ら作ろうとしているが、北側（朝鮮民主主義人民共和国側—訳注）の核実験と関連して「責任」という単語を云々する資格があるのか？ 両国首脳が関係改善という仮面を付けたとしても、100万を超す我ら被害者たちと韓日両国の国民が責任回避について絶え間なく糾弾と憤怒を噴出しているとしたら、それに何の意味があるのか？

我々はこの場で公式な謝罪も反省もしない日本政府の安倍総理に、まず厳粛に、強力に以下の通りに要求する。

1. 日本政府は日本国内で韓日協定文書を公開し、責任の所在を正確に明らかにせよ。
2. 供託金は我ら日帝被害者のものである。至急現在の価値に換算し被害者に返還せよ。
3. 厚生年金脱退手当金もまた、我ら日帝被害者のものである。日本政府は現在の価値に換算し、被害者が生きている間に支給せよ。
4. 日本政府は日本全域及び海外にある朝鮮人強制動員被害者の遺骨を明確に調査し、被害者たちに公式謝罪し、丁重に奉還せよ。

また、自国民である我ら日帝被害者を愚弄する支援法案を制定しようとしている韓国政府を強力に糾弾するとともに、盧武鉉大統領に要求する。

1. 韓国の大統領は 2005 年韓日協定文書公開当時、責任を負うべき部分については責任を負うとした発言を守れ！
2. 韓日協定に含まれない被害者のための協商を速やかに実施せよ！
3. 被害者をたぶらかす「日帝強占下国外強制動員被害者など支援に関する法律（案）」の本当の制定目的をはっきりと明らかにし、韓日両国の持病的な日帝被害者問題を、完全に清算できるまともな法案が制定されるようにし、本当の韓日和解を行え！

韓日両国の首脳は上に提示したとおり、我ら日帝被害者たちに対する完全な治癒の法案を論議し、この実践を通して、強制動員の傷痕を完全に治癒し、被害者たちの怨声を取り入れるようにしてはじめて韓日両国間の信頼回復や関係改善が可能であり、このようなことが伴わなければ韓日両国の首脳会談は消耗的なものに過ぎないということを肝に銘じなければならない。

2006年10月8日

日帝強占下強制動員真相糾明市民連帯

## 事務局だより

### 福岡でも「求める会」の拠点を

福岡県のみなさま。このたび、名古屋から福岡に引っ越してきた会員の左近明子と申します。

「求める会」のニュース2号を見ますと、福岡に10名の会員さんがいらっしゃるようです。一度、お顔つなぎをして、さまざまなお話してきたらと考えています。

皆さんお忙しい事と思しますので、ゆるやかな、でも、横と繋がれる絆をまず作りたく思います。ご連絡をお待ちしています。

〒812-0054

福岡市東区馬出3丁目15-25 906

左近 明子

Tel/Fax 092-633-3129

### 中部の拠点も発足

愛知、岐阜、三重には、およそ40名の会員がいらっしゃいます。

10月19日夜、呼びかけ人の高橋信さんほか、名古屋在住の方々数名にお集まり願ひ、2~3ヶ月に一度の割で、「求める会」のニュースを中心に、話し合いの場を持つことになりました。

初回は1月中旬を予定しています。近日常にお知らせしますので、みなさま、どうぞお出かけください。お待ちしております。

(事務局長・小竹弘子)

### 強制動員真相究明市民連帯 ソウル事務所を訪問

韓国の光州に本部をおく強制動員真相究明市民連帯はキム・インソン委員長のご厚意で10月にソウル事務所を開設しました。そこで、同事務所を訪問し、キム・ボナ事務局長を始め、「市民連帯」の皆さんにご挨拶申し上げました。

我が会は「市民連帯」の会員の皆さんのご協力を受けています。

最低気温が零下になった寒いソウルで、これからもお互いに協力していくことを篤く確認しあいました。

(共同代表・吉澤文寿)

### 都合により画像内容省略

#### ◇ 日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員・サポーター会員の年会費で活動しています。現在、サポーター会員を広く募集しています。

サポーター会員年会費 1,000円

#### ◇ 当会ホームページ（随時更新中）

<http://www7.0038.net/~nikkanbunsho/>  
会の活動内容などを、更新しています。

#### ◇ 発行 ◇

#### 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子  
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

郵便振替口座／00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会